矯正歯科技工学		三〇
小児歯科技工学		三〇
歯科技工実習		五二〇
小　計		二、〇〇〇
選択必修科目		二〇〇
合　計		二、二〇〇

備考
1　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
2　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。
3　選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。
二　歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
三　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行の際現に歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条第一号又は第二号の指定を受けている歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第三号及び第四号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七十六号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者	（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

（略）	（略）
電気通信工事業	一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 三　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者
（略）	（略）

三　前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者

四　国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

（別表）（二）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
30	（略）
31	一級電気通信工事施工管理技士
32	二級　〃
33	（略）
（略）	（略）

（別表）（四）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
230	（略）

（略）	（略）
電気通信工事業	（新設） 一　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者
（略）	（略）

（新設）

三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

（別表）（二）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
30	（略）
（新設）	（新設）
33	（略）
（略）	（略）

（別表）（四）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
230	（略）

（施工技術検定規則の一部改正）

第二条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一三一　一級電気通信工事施工管理技士	（新設）
二三二　二級　〃	（新設）
一三三　（略）	一三三　（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正後

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二　令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条　令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信工事施工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）

改正前

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二　令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条　令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（受検申請）

第四条　（略）

2　（略）

3　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
（略）	（略）	（略）	（略）
土木施工管理	学科試験	土木工学等	1　土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
建築施工管理	学科試験	建築学等	1　建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
電気工事施工管理	学科試験	電気工学等	1　電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2・3　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（受検申請）

第四条　（略）

2　（略）

3　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
（略）	（略）	（略）	（略）
土木施工管理	学科試験	土木工学等	1　土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
建築施工管理	学科試験	建築学等	1　建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
電気工事施工管理	学科試験	電気工学等	1　電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2・3　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

別表第二（第一条関係）

| 種目 | 試験区分 | 二級技術検定試験科目 | | |

| | | |

	管工事施工管理			学科試験	機械工学等			電気通信工学等	施工管理法	法規	電気通信工事施工管理
（略）			（略）		（略）	（略）	1　管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3　（略）	1　電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2　電気通信設備に関する概略の知識を有すること。 3　設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	

	造園施工管理			学科試験	土木工学等			実地試験	施工管理法		
（略）			（略）		（略）	（略）	1　造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2　（略）	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。			

	管工事施工管理			学科試験	機械工学等			（新設）			
（略）			（略）		（略）	（略）	1　管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3　（略）	（新設）			

	造園施工管理			学科試験	土木工学等			（新設）			
（略）			（略）		（略）	（略）	1　造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2　（略）	（新設）			

様式第二号(イ)（第四条第一項第三号関係）

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿　　年　月　日　　証明者　会社又は事業所名　所在地　職名　氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生	証明者との関係	
	本籍		現住所			

受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月	年 ヶ月
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
	実務経験年数の合計							・

受検種目に関する指導監督的実務経験	上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容								
	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期	指導監督的実務経験の内容			指導監督的実務経験年数
					年月～年月(年ヶ月)	工事種別	工事内容	地位・職名	年月～年月(年ヶ月)
	あなたが担当した業務の具体的な内容（工程管理・品質管理・安全管理等の具体的内容）								
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
	指導監督的実務経験年数の合計								(・)

記載要領

1「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。

2「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
建設機械施工：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
土木施工管理：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
建築施工管理：建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
電気工事施工管理：構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
管工事施工管理：冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
電気通信工事施工管理：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事　等
造園施工管理：公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等

3「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任　等、具体的に記入すること。

様式第二号(イ)（第四条第一項第三号関係）

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿　　年　月　日　　証明者　会社又は事業所名　所在地　職名　氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生	証明者との関係	
	本籍		現住所			

受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月	年 ヶ月
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
	実務経験年数の合計							・

受検種目に関する指導監督的実務経験	上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容								
	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期	指導監督的実務経験の内容			指導監督的実務経験年数
					年月～年月(年ヶ月)	工事種別	工事内容	地位・職名	年月～年月(年ヶ月)
	あなたが担当した業務の具体的な内容（工程管理・品質管理・安全管理等の具体的内容）								
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
					・ ～ ・ (・)				・ ～ ・ (・)
	指導監督的実務経験年数の合計								(・)

記載要領

1「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。

2「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
建設機械施工：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
土木施工管理：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
建築施工管理：建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
電気工事施工管理：構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
管工事施工管理：冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
電気通信工事施工管理：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事　等
造園施工管理：公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等

3「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任　等、具体的に記入すること。

様式第二号(ロ)（第四条第一項第三号関係）

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿　　年　月　日　　証明者　会社又は事業所名　所在地　職名　氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生	証明者との関係	
	本籍		現住所			

受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年　月～　年　月	年　ヶ月
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
	実務経験年数の合計							・

記載要領

1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。

2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。

建設機械施工：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
土木施工管理：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
建築施工管理：建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
電気工事施工管理：構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
管工事施工管理：冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
電気通信工事施工管理：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事　等
造園施工管理：公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等

3 「従事した立場」の欄は、「現場代理人」、「主任技術者」、「施工監督」、「工事主任」等、具体的に記入すること。

様式第二号(ロ)（第四条第一項第三号関係）

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿　　年　月　日　　証明者　会社又は事業所名　所在地　職名　氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生	証明者との関係	
	本籍		現住所			

受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年　月～　年　月	年　ヶ月
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
							・　～　・	・
	実務経験年数の合計							・

記載要領

1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。

2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。

建設機械施工：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
土木施工管理：河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
建築施工管理：建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
電気工事施工管理：構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
管工事施工管理：冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
造園施工管理：公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等

3 「従事した立場」の欄は、「現場代理人」、「主任技術者」、「施工監督」、「工事主任」等、具体的に記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の施工技術検定規則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。